

高松市入札監視委員会条例第4条第2項の運用

平成24年6月29日 市長決裁

- 1 建設会社の顧問等特定の建設会社等と密接な関係にある者、建設会社等の社員であった者又は高松市職員であった者は、委員に委嘱しない。
- 2 市長は、委員として委嘱しようとする者に対し、次の事項を通知しなければならない。
  - (1) 任期中に特定の建設会社等と密接な関係を有するに至ったときは、委員は、その旨を書面で市長に申し出なければならないこと。
  - (2) 市長は、前号の申出を受けたときは、速やかに、これに係る委員の改任を行うこと。